

## 第9回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月10日(火) 午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員(13人)

会長(議長)	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	3番	阿部和夫
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
	8番	永井剛
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席及び遅刻委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	川田潤
主任	須山裕介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第25号 令和元年度農地パトロールについて

議案第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による申請について

議案第27号 農用地利用集積計画(案)について

議案第28号 農用地利用配分計画(案)について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

## 7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和元年第9回境港市農業委員会総会を開会いたします。  
本日は欠席委員はおられませんので、会議は成立しております。  
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の  
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、1番酒井委員、2番河岡委員にお願いします。  
続いて、会務報告を行います。

(会長から次の事項について会務報告)

8月20日(火)鳥取県農業委員会女性協議会定期総会(職務代理、事務局)

8月22日(木)常設審議委員会(会長)

市町村農業委員会会長・事務局長会議(会長、事務局長)

鳥取県農業委員会会長協議会総会(会長)

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第25号「令和元年度農地パトロールについて」議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第25号「令和元年度農地パトロールについて」説明をさせていただきます。  
議案1ページから3ページです。

農地パトロールは、農地利用の確認・遊休農地の実態把握・違反転用の発生防止と早期発見を重点として実施されるものです。実施方法としては地域ごとに一定期間の中で班別と個別に対応するものです。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問等はありませんか。

角農地専門部会長 毎年農業委員全員で手分けをして行っているものです。年々指摘をしても、問題が解消できず営農までなかなかいかないのが現状です。非常に暑い中ですが、熱中症等に気を付けてやっていきたいと思えます。

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第25号は、原案のとおり承認されました。  
続いて、議案第26号「農地法第5条第1項第6号の規定による申請について」  
を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第26号「農地法第5条第1項第6号の規定による申請について」説明さ  
せていただきます。議案の4ページです。

(番号1)

譲渡人は、竹内町のAさんで、譲受人は兵庫県三木市のBさんです。土地の所在は、竹内町、畑、41㎡、及び竹内町、田、803㎡です。地図は6ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、上下水道が埋設された道路に隣接し、都市的整備がされた区域内の農地であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、当該地は田としての閉塞地となっており、被害発生のおそれはないと考えられます。雨水等もすべて地下浸透させる計画です。隣接地所有者からの太陽光発電施設設置の同意書はとっておられます。現地調査は、阿部委員、角委員にお願いしました。以上です。

阿部委員 10年以上耕作放棄地となっていると思われます。  
問題もないため適当ではないかと思いますが、皆様の審議をお願いします。

(番号2)

譲渡人は、大阪府大阪市のCさんで、譲受人は竹内町のDさんです。土地の所在は、新屋町字浜田416番、畑、644㎡です。地図は8ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、専用住宅を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、上下水道が埋設された道路に隣接し、都市的整備がされた区域内の農地であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、汚水排水は公共下水道に接続し、宅地についても土留めを十分に行うとのことから、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、阿部委員、角委員にお願いしました。以上です。

角委員 以前から耕作されておらず、雑種地となっていました。  
問題もないため適当ではないかと思いますが、皆様の審議をお願いします。

(番号3)

譲渡人は、兵庫県宝塚市のEさん、大阪府大阪市のFさんで、譲受人は東京都港区のGさんです。土地の所在は、小篠津町、畑、932㎡です。地図は10ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、上下水道が埋設された道路に隣接し、都市的整備がされた区域内の農地であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土、切土をせず、現状のまま利用し、周辺にフェンスを設置することから、被害発生のおそれはないと考えられます。隣接地所有者からの太陽光発電施設設置の同意書は、現在話を進めている最中とのこと。現地調査は、阿部委員、角委員にお願いしました。以上です。

角委員 以前は耕作していたようですが、近年は耕作放棄地となっていました。  
問題もないため適当ではないかと思いますが、皆様の審議をお願いします。

(番号4)

譲渡人は、米子市のHさんで、譲受人は東京都港区のIさんです。土地の所在は、渡町、畑、754㎡です。地図は12ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいということです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている宅地化が進行した区域に接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周囲に耕作農地は無く、周辺にフェンスを設置することから、被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、阿部委員、角委員にお願いしました。以上です。

阿部委員 周辺は一帯が耕作放棄地となっているため、周辺農地に影響が出ることはないと考えます。問題もないため適当ではないかと思いますが、皆様の審議をお願いします。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。

(番号3について)

河岡委員 隣接地所有者からの太陽光発電施設設置の同意書は、現在話を進めている最中ということですが、これは同意書が無くても市農業委員会で許可することは可能なのでしょうか。

事務局 申請自体には同意書は必須ではありませんが、後々のトラブルを防ぐために同意書の提出を求めているところです。

議 長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第26号は、原案のとおり承認されました。続いて、議案第27号「農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(議案内容に関わるため阿部委員が退席)

事務局 議案第27号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案15ページから19ページです。16ページが総括表です。17ページから18ページが利用権設定の各筆明細です。19ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。以上です。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第27号は、原案のとおり承認されました。  
続いて、議案第28号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第28号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。  
議案20ページです。21ページが各筆明細です。  
既耕地の農地を公社から機構へ付け替えるものです。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はありませんか。  
それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第28号は、原案のとおり承認されました。

（阿部委員が戻り着席）

（事務局から次の事項について報告）

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

（事務局からその他項目について説明）

- ・農地耕作条件改善事業等について
- ・中海干拓地遊休農地経過報告について
- ・今後の予定

○常設審議委員会（会長）

令和元年9月24日（火）

○第1回境港市農業委員会農政専門部会（第3会議室）

令和元年10月10日（火）

○第10回境港市農業委員会総会（第3会議室）令和元年10月10日（火）

- ・農業委員会情報 9月号「農用地区域とは」

10月号「農地パトロールを行っています」予定

議 長 以上で、本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。以上をもちまして令和元年第9回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和元年9月10日

境港市農業委員会

議長

---

署名委員

---

署名委員

---